



[ちばSDGs/パートナー181号](#)

# 関東農政局千葉県拠点

## 業務概要



< 本千葉町庁舎 >



< 轟町庁舎 >

令和 5 年 11 月

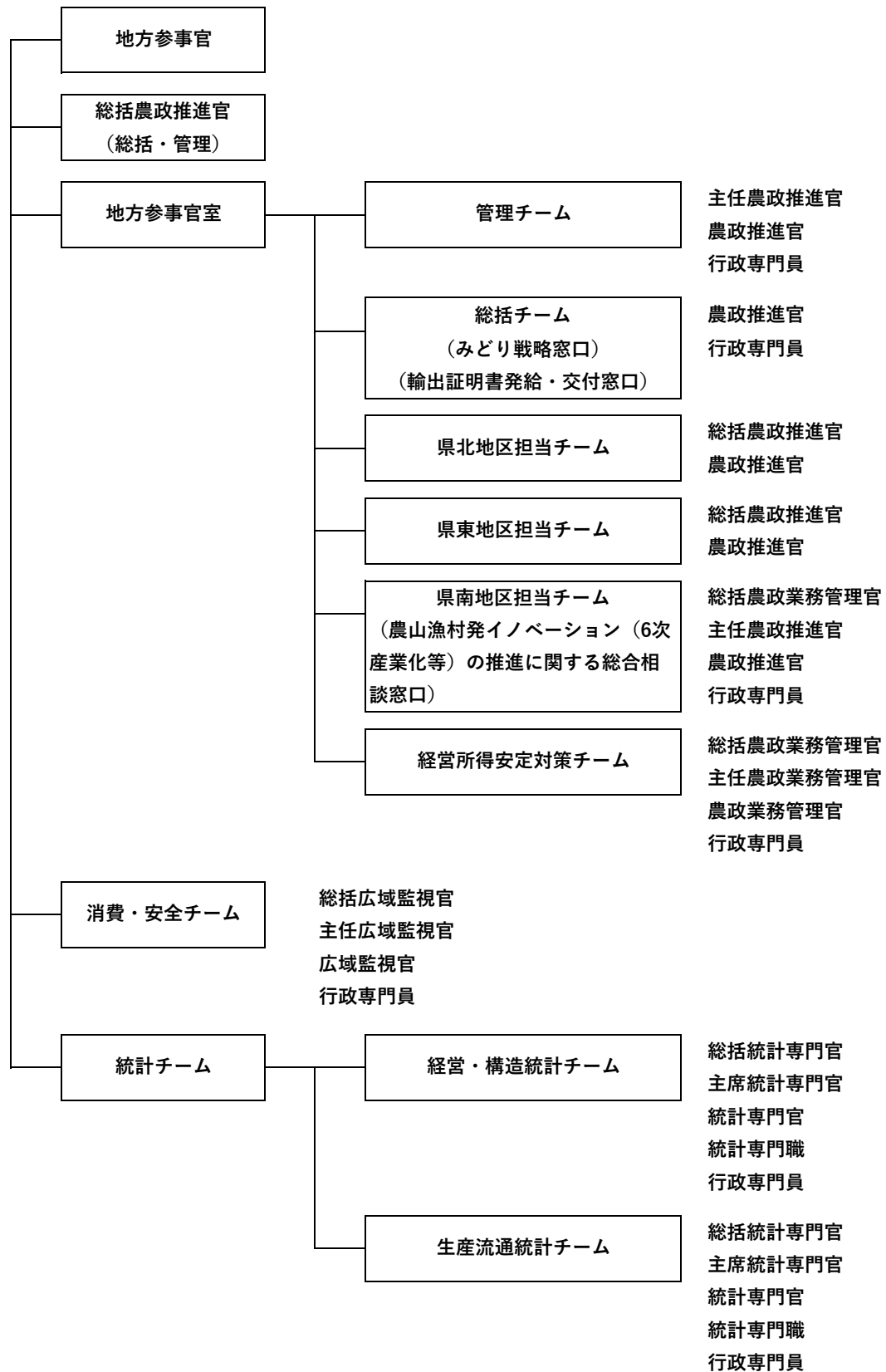
農林水産省

## ( 目 次 )

I . 千葉県拠点組織図	1
II . 各チームの業務概要	2 ~ 3
III . 地方参事官室地区担当チームの担当区域	4
IV . 千葉県拠点の主要業務	
1 . 地方参事官室	5 ~ 7
2 . 消費・安全チーム	7 ~ 9
3 . 統計チーム	9 ~ 10
V . 千葉県拠点連絡先	11
VI . 本千葉町庁舎・轟町庁舎所在地	12

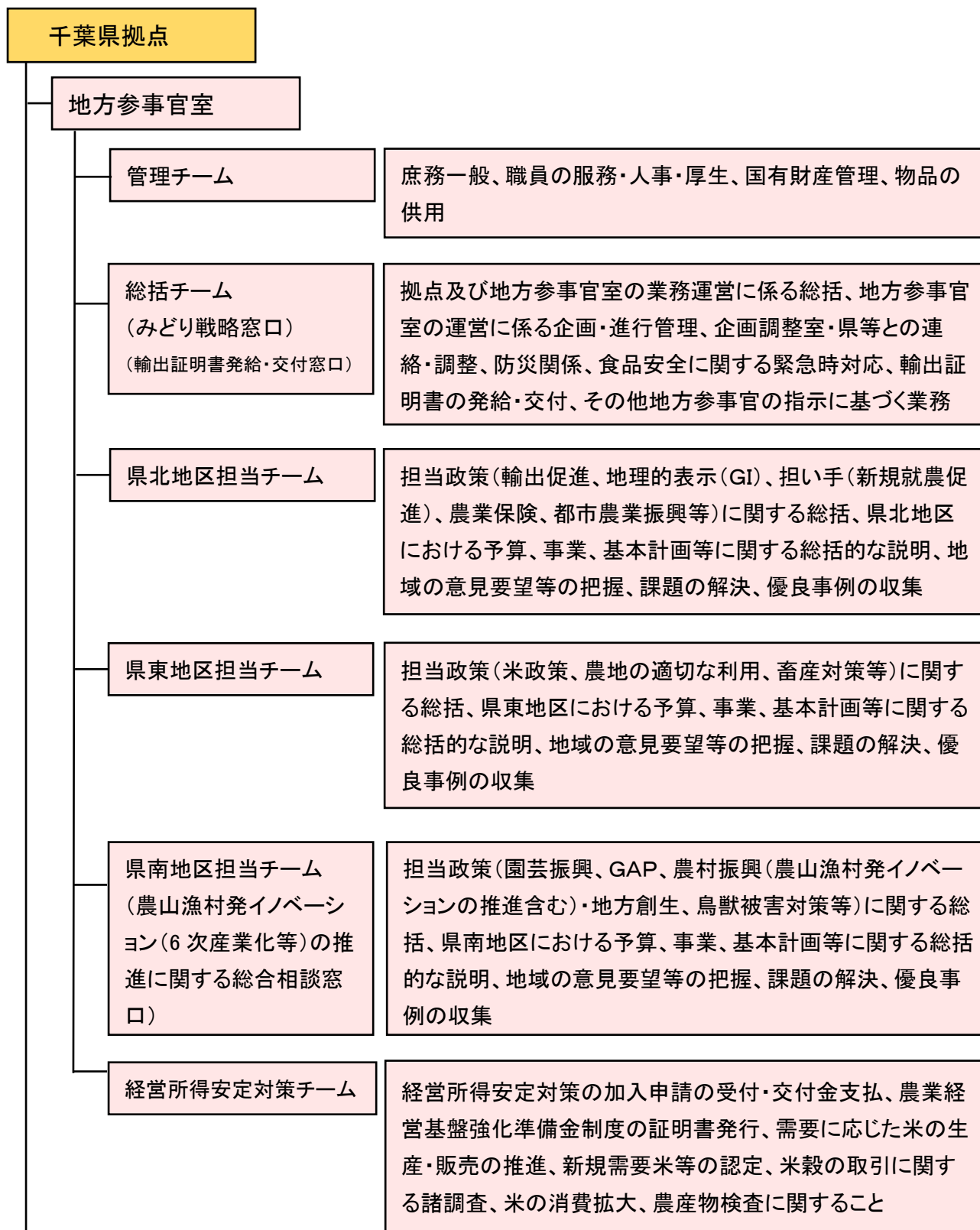
# I. 千葉県拠点組織図

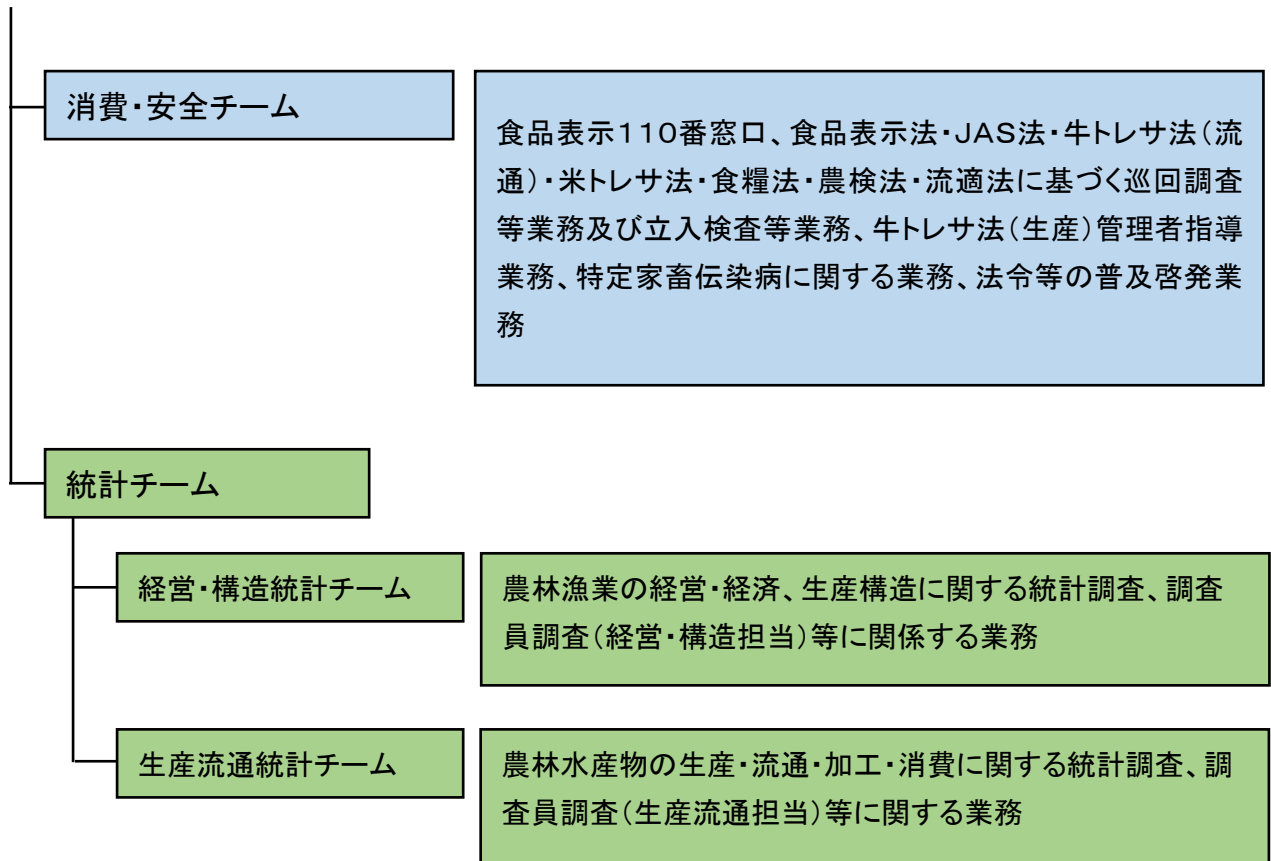
(令和5年11月1日現在)



## Ⅱ. 各チームの業務概要

令和5年11月1日





## 地方参事官室地区担当チームの担当区域



各農業事務所は千葉県の組織。

## IV. 千葉県拠点の主要業務

### 1. 地方参事官室

地方参事官室に地区担当チームを設置。地区担当チームは、県内の農業事務所の管轄区域と連動性をもたせ、県北、県東、県南の3地区を分掌し、「現場と農政を結ぶ業務」を実施。各政策課題についても、担当を設け業務を推進。

また、総括チームはみどり戦略窓口及び輸出証明書の発給・交付窓口、県南地区担当チームは農山漁村発イノベーション(6次産業化等)の推進に関する総合相談窓口も担当。

経営所得安定対策チームは経営所得安定対策の加入申請、交付金の交付等を担当。

#### 業務執行体制

##### (1)管理チーム

拠点全体の庶務一般、職員の服務、人事、厚生、国有財産管理、物品の供用

##### (2)総括チーム

拠点及び地方参事官室の業務運営に係る総括、地方参事官室の運営に係る企画、進行管理、みどり戦略(窓口)、防災関係、食品安全に関する緊急時対応、輸出証明書の発給・交付等

##### (3)県北地区担当チーム

担当地区…… 東葛飾、千葉、印旛、香取地区

政策別担当… 輸出対策、地理的表示(GI)、担い手(新規就農)、都市農業振興等

##### (4)県東地区担当チーム

担当地区…… 海匝、山武、長生、夷隅地区

政策別担当… 米政策、農地の適切な利用、畜産対策等

##### (5)県南地区担当チーム

担当地区…… 君津、安房地区

政策別担当… 園芸振興、GAP、農村振興・地方創生、鳥獣被害対策、農山漁村発イノベーション(6次産業化等)対策(相談窓口)等

##### (6)経営所得安定対策チーム

経営所得安定対策の加入申請の受付、交付金の交付、農業経営基盤強化準備金制度の証明書発行、需要に応じた米の生産・販売の推進、新規需要米等の認定、米穀の取引に関する諸調査、米の消費拡大業務、農産物検査業務

### ① 現場と農政を結ぶ業務

地方参事官と地方参事官室担当者は、県内の各地域にくまなく出向き、「農政を現場に伝える」「現場の声を聴く」「現場と共に解決する」ことを目的に、「現場と農政を結ぶ業務」を実施。

### ② 農山漁村発イノベーション（6次産業化等）の推進

千葉県、千葉県農山漁村発イノベーションサポートセンター及び「千葉県6次産業化・農商工連携推進協議会」（加盟 49 関係団体）などと連携して、6次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定や認定事業者に対する計画達成に向けたフォローアップを実施。

### ③ 経営所得安定対策

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための対策及び農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策の交付金を交付。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化や水田フル活用を図る水田活用の直接支払交付金を交付。

#### ● 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

面積払：当年産の作付面積に応じて、数量払の内金として交付

数量払：生産量と品質に応じて交付

#### ● 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米、麦、大豆等の当年産収入額が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。（交付対象者と国が1対3の割合で負担）

#### ● 水田活用の直接支払交付金（水田フル活用）

戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）

産地交付金（水田フル活用ビジョンに基づき、地域の産地づくりに向けた取組を支援）

#### ● 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取組みを支援するため、確定申告で必要となる証明書を発行

#### ● 経営所得安定対策等推進事業

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、



対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成

④ 需要に応じた米の生産・販売の推進

平成 30 年産から行政による都道府県別の生産数量目標の配分を廃止し、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となり円滑な需要に応じた生産に取り組む形態に移行。水田の有効活用により自給率向上を図るため、飼料用米や米粉用米等の生産・利用の拡大を推進。

また、定着性の高い麦・大豆、飼料用作物、高収益作物等への作付転換についても推進。

⑤ 米の消費拡大業務

県内における米飯給食及び米粉を普及・推進。

⑥ 農産物検査業務

農産物の公正かつ円滑な検査と、その品質の改善に資するべく登録検査機関に対し米、麦、大豆等の検査精度向上研修を開催。

⑦ 輸出証明

東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、我が国からの食品等の輸出に際して、輸出相手国が求める証明書を発行（平成 25 年 4 月 1 日から県から国に業務移管）。

令和 2 年 4 月から、一元的な証明書発給システムを運用開始。一元化による保健所、国税局、水産庁、都道府県、食肉衛生検査所が審査・発給した証明書を発行。

⑧ 防災関係

地震、風水害、大火、原子力、その他非常災害が発生した場合は、災害情報の迅速な把握など、関係機関との連絡調整窓口業務を実施。

## 2. 消費・安全チーム

食品表示の適正化並びに米穀及び特定水産動植物等の適正流通を図るとともに、消費者の信頼確保のため、効果的かつ効率的な監視業務を実施。

① 総務事務

ア 庶務・経理・物品管理等の総務事務を実施。

イ 国民からの不適正表示等の情報を受ける食品表示 110 番の常設

ウ 地方公共団体等関係機関との対応窓口

エ 関係行政機関で構成する食品表示監視協議会において、定期的に情報の共有及び意見交換を実施。

② 食品表示法、J A S法、牛トレサ法（流通段階）、米トレサ法、食糧法、農  
検法及び流通法に基づく監視（巡回調査等）

ア 食品表示法に基づく監視

食品表示の適正化を推進するため、巡回調査等により監視業務を実施。

- ・ 巡回調査(小売業者、中間流通業者)等の実施
- ・ 科学的分析等のための商品買上げ(産地表示適正化対策委託事業)

イ J A S法に基づく監視

指定農林物資等の表示の適正化を推進するため、巡回調査等により監視業務を  
実施。

- ・ 巡回調査(小売業者、中間流通業者)等の実施

ウ 牛トレサ法（流通段階）

販売業者、特定料理提供業者に対して、牛の個体識別番号が消費者等まで正しく  
伝達されていることを確認するため巡回調査等により監視業務を実施。

- ・ 販売業者、特定料理提供業者への巡回調査の実施
- ・ 科学的分析等のための商品買上げ(個体鑑定調査)

エ 米トレサ法に基づく監視

米穀等の取引記録の作成・保存と産地情報の伝達が適切に行われているかを確認  
するため、米や米加工品を販売(提供)・製造等する事業者を対象に巡回調査等  
により監視業務を実施。

オ 食糧法に基づく監視

食用不適米や新規需要米(米粉用、飼料用)・加工用米などの用途が限定された  
米が適正に流通されているかを確認するため、生産者、集出荷事業者等を対象に  
巡回調査等により監視業務を実施。

カ 農検法に基づく監視

米・麦等の主要な農産物の品位等検査(包装・荷造り、量目、品位検査)を行う登  
録検査機関の業務運営が適切に行われているかを確認するため、巡回調査等によ  
り監視業務を実施。

キ 流通法に基づく監視

特定第一種水産動植物等の取引記録の作成・保存と漁獲番号等の伝達が適正  
に行われているかを確認するため、小売事業者、外食事業者、届出採捕者及び届  
出取扱事業者を対象に巡回調査等により監視業務を実施。

③ 食品表示法、J A S法、牛トレサ法（流通段階）、米トレサ法、食糧法、農  
検法及び流通法に基づく監視（立入検査等）

疑義情報等(自主申告、遡及事案、回付事案、分析疑義、110番情報)に基づく  
立入検査等により監視業務を実施。

違反が確認された場合は、各法律に基づく指示・公表等の措置を実施。

#### ④ 牛トレサ法（生産段階）

管理者等から届出された牛の出生・異動等の情報のエラー対応及び立入検査を実施。

#### ⑤ 特定家畜伝染病対応

管内で高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等が発生した場合に備え、日頃から関係情報の収集に努めるとともに、関係機関と密接に連携。

#### ⑥ 法令等の普及啓発

巡回調査等の機会に事業者の違反防止に資するビラやパンフレット等の配布及び食品衛生協会等の会議等に講師派遣を行い、制度の普及啓発を実施。

### 3. 統計チーム

農林水産業の実態を把握し、農林水産行政の施策構築の基礎資料として活用するために農林水産統計調査を実施。

#### (1) 経営・構造統計チーム

##### ① 経営統計

経営所得安定対策をはじめ、各種の生産対策や経営改善対策等の農林水産行政を遂行するための資料を整備することを目的として、農林漁業者や組織経営体の経営収支、生産コスト等経済活動の実態を把握する調査を実施。

- ・ 農業経営統計調査
- ・ 漁業経営統計調査
- ・ 農業物価統計調査（調査指定先選定）
- ・ 生産者の米穀在庫等調査
- ・ 生産農業所得統計（情報収集）

##### ② 構造統計

農林水産業の基本的な構造を把握するため、農林漁業経営体数や従事者数などの調査を実施。このうち、農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を提供することを目的として、すべての農家・林家を対象に実施。

- ・ 農林業センサス（5年毎実施）
- ・ 漁業センサス（5年毎実施）
- ・ 農業構造動態調査（農林業センサス年は休止）
- ・ 漁業構造動態調査（漁業センサス年は休止）

## (2) 生産流通統計チーム

### ① 生産統計

農林水産物の生産の実態を把握するため、耕地面積、米・野菜・果樹などの作付面積・収穫量・出荷量、豚・鶏などの家畜の飼養頭羽数・出荷頭羽数及び水産物の生産量などの調査を実施。

- ・ 作物統計調査
- ・ 畜産統計調査
- ・ 海面漁業生産統計調査

### ② 流通消費統計

農林水産物の流通、加工及び消費の実態を把握するため、水産加工品の生産量などの調査を実施。

- ・ 水産物流通調査

## V. 千葉県拠点 連絡先

(令和5年11月1日現在)

### ○ 《本千葉町庁舎》

千葉市中央区本千葉町10-18

チーム等名	電話番号	場所
地方参事官	043-221-0067	2階
総括農政推進官（総括・管理）	043-224-5611～2	2階
地方参事官室		
管理チーム		
総括チーム		
県北地区担当チーム		
県東地区担当チーム		
経営所得安定対策チーム	043-224-5617	4階
消費・安全チーム		
総務班、疑義班	043-224-5615～6	3階
畜産安全班	043-380-0778	3階
業務班	043-224-5613～4	1階

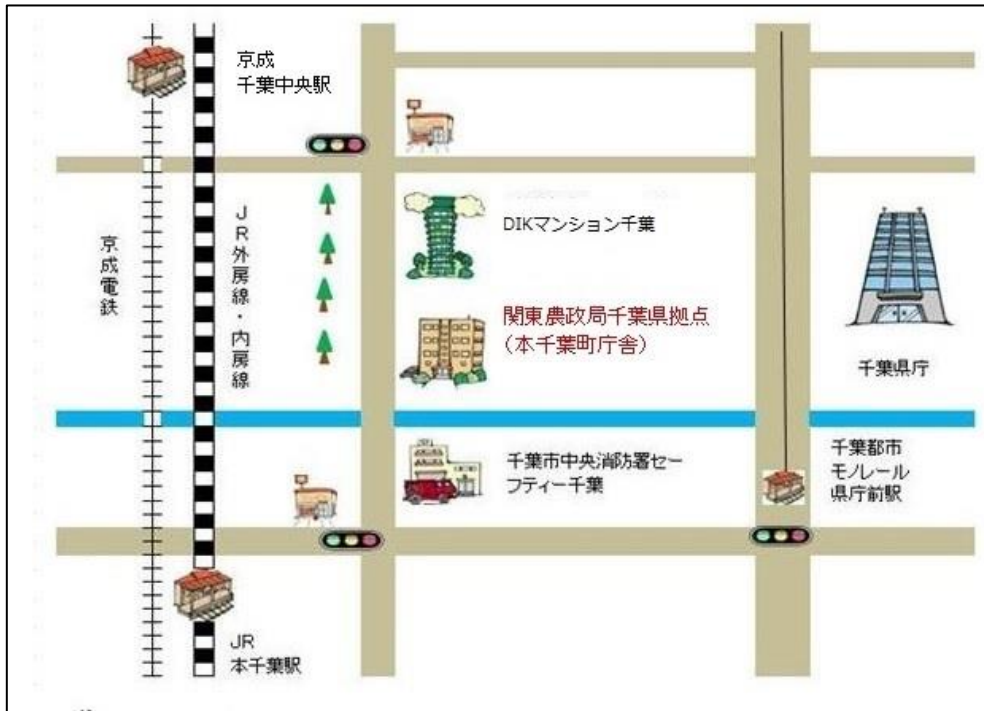
### ○ 《轟町庁舎》

千葉市稲毛区轟町5-1-4

チーム等名	電話番号	場所
管理チーム	043-253-9211	3階
統計チーム		
経営・構造統計チーム	043-251-8302、8307～8	1階
生産流通統計チーム	043-253-9212～4	3階

## VI. 本千葉町庁舎・轟町庁舎所在地

### ○ 《本千葉町庁舎》



### ○ 《轟町庁舎》

